



鳥取県公報

令和6年7月23日（火）
号外第64号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等（450）（県土総務課）・・・2
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

告 示

鳥取県告示第450号

令和6年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものの一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定調達工事資格」という。）、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

なお、令和4年鳥取県告示第189号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）又は令和5年鳥取県告示第504号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づいて認定された資格を有する者は、当該資格及びこの告示に基づいて認定された資格のいずれも有する者とみなす。

令和6年7月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第3条第1項の建設業の許可（以下「建設業許可」という。）を受けていること。
- (3) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第27条の23第1項に定める経営事項審査（有効かつ最新のものに限る。以下同じ。）を受けており、当該審査に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書を入札参加資格の申請の日（以下「申請日」という。）までに受理していること。
- (4) 直前審査に係る審査基準日前1年間（希望工種が、土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあつては2年間、土木一式工事（同表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）及び鋼構造物工事（同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）の場合にあつては5年間）又は当該審査基準日から申請日までの間に希望工種（とび・土工・コンクリート工事（同表の中区分の欄に掲げる法面処理に限る。）にあつては同表の中区分、その他の工種にあつては同表の最小の区分による。）に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績（希望工種が建築一式工事（同表の中区分の欄に掲げる解体に限る。）の場合にあつては、建築物の新築に伴う解体工事の実績を含む。）があること。
- (5) 国税及び地方税（地方消費税及び鳥取県の県税に限る。以下同じ。）に未納税額がないこと。
- (6) 県内に本店を有する者にあつては、2の(1)のアの(ア)のeに定める労働保険料納付証明書に未納額がないこと。
- (7) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (8) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

2 申請手続

(1) 提出書類

ア 令和6年度鳥取県特定調達工事資格審査申請書（様式第1号）、入札参加資格希望票（様式第2号）及び次に掲げる書類

(ア) 県内に本店を有する建設業者

a 経営事項審査に係る結果通知書（以下「経審結果通知書」という。）の写し

b 工事経歴書（様式第3号）（直前の経営事項審査に係る審査基準日前1年間に実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事实績がある場合等に限る。）

- c 国税及び地方税に未納がないことを証する申請日前3月以内に交付された次に掲げる納税証明書（鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税及び個人県民税を除く。以下同じ。）に係る納税証明書については、県税に係る承諾書及び誓約書（様式第5号の2）を提出する場合を除く。）
 - (a) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税に係るもの
 - (b) 個人にあつては、申告所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税に係るもの
 - d 建設業許可の通知書の写し
 - e 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格申請を行う日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）
 - (イ) 県外に本店を有する建設業者
 - a 経審結果通知書の写し
 - b 営業所一覧（様式第4号）
 - c (ア)のbの書類
 - d 県内に営業所、事業所等を有する者にあつては、(ア)のcの納税証明書
 - e 県内に営業所、事業所等を有しない者にあつては、国税及び地方税に未納がないことを証する申請日前3月以内に交付された次に掲げる納税証明書
 - (a) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の3）
 - (b) 個人にあつては、申告所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）
 - f 建設業許可の証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し
 - g 法人にあつては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し
 - h 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）
 - イ 様式第1号、様式第2号又は様式第4号の書類の記載事項に変更を生じた場合は、令和6年度鳥取県特定調達工事資格審査申請事項変更届（様式第5号）を(5)の提出先に提出すること。
- (2) 提出書類の入手方法
- 提出書類の各様式については、随時、インターネットの鳥取県県土整備部県土総務課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/32784.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者は、直接(5)の提出先にて午前9時から午後5時までに入手すること。
- (3) 提出時期
- 随時
- (4) 提出方法
- (5)の提出先に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。
- なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによること。
- (5) 提出先
- 鳥取県県土整備部県土総務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347、7454）
- (6) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。
 - イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和5年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 特定調達工事資格の審査結果の通知

特定調達工事資格の審査結果については、文書により通知する。

5 特定調達工事資格の有効期間

特定調達工事資格を付与された日から令和7年3月31日（特定調達工事資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合にあつては、知事が当該事実を確認した日の前日）までとする。

別 表

発注工事種別										
大区分	略号	中区分	小区分	略称	大区分	略号	中区分	小区分	略称	
土木一式工事 (土)	(土)	一般	-	土木一般	鉄筋工事	(筋)	-	-	鉄筋工事	
		アレスト・コンクリート	-	P C	ほ装工事	(装)	一般	-	ほ装一般	
		港湾	-	港湾工事	しゅんせつ工事	(し)	アレスト	-	アスファルト	
建築一式工事 (建)	(建)	一般	-	建築一般	板金工事	(板)	-	-	しゅんせつ工事	
		解体	-	建築解体	ガラスト	(ガ)	-	-	板金工事	
大工事 (大)	(大)	-	-	大工事	塗装工事	(塗)	-	-	ガラス工事	
		一般	-	左官工事	塗装工事	(塗)	一般	-	塗装一般	
左官工事 (左)	(左)	-	-	とび等一般	防水工事	(防)	-	-	区画線工	
		交通安全施設	-	交通安全施設	内装仕上工事	(内)	一般	-	内装一般	
とび・土工・コンクリート工事 (と)	(と)	法面処理	一般	-	法面一般	機械器具設置工事	(機)	-	-	機械器具設置工事
			法面植生工	-	法面植生工	熱絶縁工事	(絶)	-	-	熱絶縁工事
			法面保護工	-	法面保護工	電気通信工事	(通)	-	-	電気通信工事
			落石防止網工	-	落石防止網工	造園工事	(園)	-	-	造園工事
			アンカー工	-	アンカー工	さく井工事	(井)	-	-	さく井工事
石工事 (石)	(石)	-	-	石工事	建具工事	(具)	-	-	建具工事	
		屋根工事	-	屋根工事	水道施設工事	(水)	-	-	水道施設工事	
電気工事 (電)	(電)	-	-	電気工事	消防施設工事	(消)	-	-	消防施設工事	
		管工事	-	管工事	清掃施設工事	(清)	-	-	清掃施設工事	
パイプ・れんが・ブロック工事 (タ)	(タ)	-	-	パイプ等工事	解体工事	(解)	-	-	解体工事	
		鋼橋	-	鋼橋	鋼橋	(鋼)	-	-	鋼橋	

注意事項

- 1 工事の種別は、大区分(建設業法に基づく建設工事の種類に対応)、中区分-小区分から構成されているが、入札参加資格の認定は、各大区分中の最小の区分において行う。
(例) 土木一式工事(アレスト・コンクリート)、とび・土工・コンクリート工事(法面処理(アンカー工))、水道施設工事
- 2 土木一式工事(港湾)に係る工事は、次に掲げる工事及びこれらに類似する工事とする。
①船舶を使用して実施する工事、②潜水士を使用する工事、③船舶及び潜水士を使用しないが、波浪の影響を強く受ける工事、④海中又は海上工作物(コンクリートブロックを除く。)を陸上で製作する工事
- 3 土木一般に係る工事は、ダム、橋、防波堤等大規模な土木構造物に係る解体工事及びこれらに類似する工事を含む。
- 4 建築解体に係る工事は、1棟が3階建て以上又は1棟の延べ床面積が300平方メートルを超えるものの解体に係る工事とする。
- 5 解体工事に係る工事は、土木工作物や建築物を解体する工事で、上記3及び4のいずれにも該当しない工事とする。

調 達 公 告

技術提案評価型総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年7月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 工事の概要

- (1) 工事名 国道181号(江府道路)トンネル工事(久連トンネル) (2工区) (補助改良)
- (2) 工事場所 日野郡江府町久連から同町洲河崎まで
- (3) 工事の構造及び規模
トンネル工 (NATM)
施工延長L=2,609メートル、幅員W=6.5 (8.0) メートル
トンネル工 一式
インバート工 一式
坑内付帯工 一式
坑門工 一式
明かり部工 一式
仮設工 一式
- (4) 工期 工事開始日(落札者が本件工事に係る工事請負契約締結の日の翌日から令和7年5月15日までの間で定める日)から670日間
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 技術提案内容 入札説明書による。
- (7) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 共同企業体に関する条件
 - ア 3者により自主的に結成されたものであること。
 - イ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
 - ウ 各構成員の出資比率が20パーセント以上であること。
- (2) 共同企業体の構成員共通の資格
 - ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 土木工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
 - ウ 令和6年鳥取県告示第450号(建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「特定告示」という。)に基づく土木一般に係る一般競争入札参加資格を有している者又は令和6年9月24日(火)までに有する見込みのある者であること。
 - エ 令和6年7月23日(火)から同年9月24日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(令和6年3月27日付第202300328214号鳥取県県土整備部長通知)に基づく資格停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する資格停止措置の要件に該当しない者であること。
 - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以降の日を審査基準日とする経営事項審査(建設業法第27条の23第1項の審査をいう。以下同じ。)を受け、その結果に基づき、令和6年9月24日(火)までに改めて入札参加資格を付与されていること。
 - カ 各構成員が、本件工事に係る入札(以下「本件入札」という。)において他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 経営事項審査（審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日まで（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、令和6年8月5日まで）の間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における土木一式工事の総合評定値（建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。）が、1,200点以上であること。

イ 平成21年度以降に工事が完成し、かつ、引渡し完了しているNATM工法によるトンネル内空断面積（覆工後の内空面積（代表値））50平方メートル以上かつ同一トンネルにおいて延長1,400メートル以上の道路トンネル工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体として施工した実績については、代表者としてのものに限る。

ウ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者又は主任技術者として専任で配置することができるもの又は建設工事における配置技術者等の適正な運用について（令和6年7月2日付第202400083541号鳥取県県土整備部長通知）に基づき本件工事と同一工事として取り扱うことの承諾を受けた他の工事の監理技術者又は主任技術者（以下「同一工事の配置技術者」という。）であつて本件工事の施工期間中配置することができるものを有するものであること。

（ア）5の（2）により入札参加資格の確認の申請をする者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、5の（2）による申請のあつた日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

（イ）監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証（以下「監理技術者資格者証」という。）の交付を受けている者であること。

（ウ）技術士（建設部門）（以下「技術士」という。）又は建設業法第27条第1項の規定により1級の土木施工管理の技術検定に合格した者（以下「1級土木施工管理技士」という。）であること。

（エ）平成21年度以降に同種工事を元請として施工した者の主任技術者若しくは現場代理人（同種工事に従事した時点において監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、技術士又は1級土木施工管理技士であつた者に限る。）又は監理技術者（以下これらの者を「技術管理者」という。）として施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術管理者としての実績については、代表者の技術管理者としてのものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評定値が、1,010点以上であること。

イ (3)のウの（ア）に掲げる条件を満たす技術士又は1級土木施工管理技士で、本件工事の期間中主任技術者として専任で配置することができるもの又は同一工事の配置技術者であつて本件工事の施工期間中配置することができるものを有するものであること。

(5) その他

本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会（令和6年11月定例会予定）の議決を要するものである。配置する予定の監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）について、本件工事においては、開札日時点で本契約時（令和6年12月中旬予定）に専任で配置可能であること又は同一工事の配置技術者であることが確認できれば、配置予定技術者として認めるものとする。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部県土総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部県土総務課 電話0857-26-7347

(2) 入札説明書等の入手方法

入札説明書は、令和6年7月23日（火）から同年8月5日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp/>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付することとし、設計図書の入手方法については、入札説明書に記載するとおりとする。

ア 交付期間及び時間

令和6年7月23日（火）から同年8月5日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（3）入札方法

次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める方法とする。

ア 令和4年鳥取県告示第189号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）又は令和5年鳥取県告示第504号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づいて認定された資格を有する者 電子入札による提出

イ ア以外の者で特定告示に基づいて認定された資格を有するもの 持参又は書留郵便（親展扱いとすること。）若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）による送付

（4）入札及び開札の日時及び場所

令和6年9月24日（火）午前9時（入札書の提出期限は、同月20日（金）午後4時まで）

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎5階 県土総務課

5 入札者に要求される事項

（1）郵送等により入札書を提出する場合は、入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、次により、共同企業体の構成員ごとに作成した競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を提出し、2の競争入札参加資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 提出期間及び時間

4の（2）のアに同じ。

イ 提出場所又は送付先

4の（1）に同じ。

ウ 提出方法

4の（3）に同じ。

（3）本件入札への参加を希望する者は、特定告示、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領（令和4年12月13日付第202200221298号鳥取県県土整備部長通知）、総合評価落札方式（土木関係工事）に関する運用ガイドライン（令和4年12月13日付第202200221298号鳥取県県土整備部長通知（最終改正：令和6年4月1日））、鳥取県建設工事等電子入札執行要領（令和4年3月31日付第202100320058号鳥取県県土整備部長通知）、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領（令和元年12月20日付第201900247479号鳥取県県土整備部長通知）及び建設工事における配置技術者等の適正な運用について定める事項を承知の上、応募すること。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。

なお、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）第23条第1項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号。以下「執行規則」という。）第8条の規定による契約保証金として請負代金の額の10分の1以上の額を保証する次のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とする。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

7 その他

(1) 契約の手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札並びに執行規則、入札規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

ア 鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領第5条第1項第2号アの技術提案評価型により、入札価格が予定価格の範囲内にある者のうち、評価点数の最も高いものを落札者とする。

評価項目の採点基準は、総合評価落札方式（土木関係工事）に関する運用ガイドラインの「技術提案評価型総合評価に係る採点基準」により、技術提案点数は20点を満点とする。ただし、本件工事においては、採点項目のうち会社工事成績5点及び地域点4点については評価対象としないため、合計点は99点満点となる。

過度のコスト負担を要する（オーバースペック）技術提案は評価しない。

なお、落札者の決定に当たっては、低入札価格調査制度（鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和2年3月23日付第201900323687号鳥取県県土整備部長通知。以下「低入札調査要領」という。）その他入札説明書に掲げる制度を適用するものとする。

イ 低入札調査要領第4条の調査基準価格を下回る価格をもって入札した者の入札金額の内訳の費目のうち次のいずれかの費目の金額が下記の算定方法により算出した金額を下回る場合は失格とする。

費目	直接工事費と共通仮設費	現場管理費と一般管理費
算定方法（百万円未満切捨て）	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.90	現場管理費×0.70×補正係数α+一般管理費×0.45

補正係数αは以下の算定方法によるものとし、端数処理は行わない。

〔補正係数α〕=1.00-0.9/10,000,000,000×入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税を除いたものをいう。）

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものであるため、議決されない場合は契約を行わない。

イ 申請書等の作成及び工事内容に関する説明会は行わない。

ウ 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Construction works of the Kure Tunnel on Route181

Construction method: NATM(New Austrian Tunnelling Method)

Construction length: 2,609.0m

Tunnel part: 2,609.0m, width 6.5 (8.0)m

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM, 5 August, 2024

(3) Date and time for submission of tenders : 4:00 PM, 20 September, 2024

(Deadline for the submission of tenders by registered mail: 4:00 PM, 20 September, 2024)

(4) Please contact: Prefectural land General Affairs Division, Tottori Prefectural Government 1
-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan, TEL 0857-26-7347